

平成29年度

# 新潟県の農林水産業

(資料編：森林・林業)

平成30年6月

新 潟 県

## 利用者のために

本書は、別冊「新潟県の農林水産業」を補完するための森林・林業・木材産業に関する資料集です。可能な限り平成29年度の動向について取りまとめていますが、29年数値がない場合は最新値を使用しています。  
また、本書で使用した統計の主要用語の定義は以下のとおりです。

### 1 農林業センサス

農林業センサスは、我が国農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に実施する。

調査期日は2015年については平成27年2月1日。

#### (1) 農林業経営体調査

2015年農林業センサスにおいては、農林業経営の実態をよりの確に把握するため、調査対象を農林業経営体とし、その定義については、

①農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、

②生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の農林業生産活動を行う者（組織の場合は代表者）とした。

なお、一つの世帯・組織に調査対象としての基準を満たす者が複数存在する場合（それぞれが外形基準を満たし、かつ収支をそれぞれ区分している場合。）は、それぞれの者を調査対象とした。

#### (2) 林業の外形基準

①林業生産を行っている場合

保有山林面積が3ha以上で、かつ、調査期日前5年間継続して林業経営（育林又は伐採）を行った者若しくは調査実施年を計画期間に含む「森林施業計画」又は「森林経営計画」を作成している者。

②委託を受けて育林若しくは素材生産を行っている場合又は立木を購入して素材生産を行っている場合

調査期日前1年間の素材生産量が200m<sup>3</sup>以上である者。

③素材生産サービス以外の林業サービスを行っている場合

全てを調査対象とした。

（※林家数については、調査日現在の保有山林面積が1ha以上ある世帯をいう。）

### 2 生産林業所得統計

生産林業所得統計は、林業生産の実態を価値量的に把握し、行政の基礎資料とすることを目的として、農林水産省が推計する。

(1) 木材総生産額＝素材生産量×素材価格

(2) まき総生産額＝まき生産量×まき価格

(3) 木炭総生産額＝木炭生産量×木炭価格

(4) 栽培きのこ類総生産額＝栽培きのこ類生産量×栽培きのこ類価格

(5) 林野副産物総生産額＝林野副産物採取量×林野副産物価格

### 3 森林組合一斉調査

森林組合一斉調査は、森林組合及び生産森林組合の組織、財務及び事業全般にわたる実態を林野庁が調査する。年度末の3月31日現在設立されている組合のうち、年度内に事業を行った森林組合等を調査の対象とする。財務及び事業は年度の決算に従って、また組織に関する事項は3月31日現在の状況で把握する。

### 4 特用林産物生産統計調査

特用林産物生産統計調査は、統計法に定められている一般統計調査として、林野庁の依頼により新潟県農林水産部林政課が実施する。調査は県地域機関、市町村を通じて聞き取り調査で行った。

(1) きのかん類 主に販売を目的とした生産量・生産者数等

(2) きのかん以外 木炭・山菜等の生産量・生産者数等

### 5 木材需給報告書

木材統計調査結果を主体として、これに経済産業省所管の統計を加えて、日本の木材需給、木材産業及び木材価格の動向に関する統計を総合的に編集したもの